

岩手県告示第 587 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により、二級河川宇部川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び久慈地方振興局土木部、久慈市役所並びに野田村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也